

一般契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、契約書に附属する仕様書、  
図面、その他の参考書類及び提示見本等（以下「仕様書等」という。）  
に基づき、この契約の目的である契約書に記載された契約物件の製造及  
び契約物件（以下「契約物件」という。）を履行期限（以下「納期」と  
いう。）までに、納入場所及び履行場所（以下「納入場所」という。）  
において甲に引渡し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、この契約の履行の全部又  
は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって  
生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ、若しくは、担  
保に供してはならない。

(契約書及び仕様書等の疑義)

第3条 乙は、契約書及び仕様書等に疑義がある場合は、すみやかに甲の  
説明を求めなければならない。

(納入完了の届け出)

第4条 乙は、納品書をもって納入完了の通知を行うものとする。

2 甲は、契約物件の納入確認のため、10日以内に甲の指定した検査官  
又は、甲の指定した確認者（以下「検査官」という。）に検査を実施さ  
せるものとする。

3 乙は、検査に立合うものとする。

4 契約物件の所有権は、検査官による検査に合格したときに甲に移転す  
るものとする。

5 検査中又は、以前に生じた物品の忘失き損の責は全て乙が負担するも  
のとする。

(代金の請求及び支払)

第5条 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に  
代金の支払を完了するものとする。

2 甲は、契約の性質上、契約に分割払を定めている場合は、既に納入さ  
れた部分についてその相当額の代金を前項に準じて支払うことができる  
ものとする。

(納期の猶予)

第6条 乙の責に帰する事由により、納期内に契約物件の納入を完了する  
ことができない場合において、甲が差し支えないと認める期限までに納  
入する見込みのあるときは、甲は、納期を延長することができるものと  
する。

2 乙は、前項により納期までに物品の納入を完了しない場合は、遅延日数に応じ、遅延部分に相当する代金に対し1日につき0.1パーセントの率を乗じた金額を遅延賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、遅延部分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

(遅延利息)

第7条 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに前条第2項の遅延賠償金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該遅延賠償金に対し年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

2 甲の責に帰する事由により、甲が第5条第1項の規定による指定の期間内に代金を乙に支払わない場合は、乙は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に請求することができる。

(事情の変更)

第8条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合には、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(契約物品の契約不適合)

第9条 甲は、契約物件納入後1ヵ年以内の日に契約不適合（納入された契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの。以下同じ。）を発見したときは、乙に対したただちに通知し、適当の期限を定めて他の良品と取替えさせ、若しくは、修補又は、損害賠償を請求することができる。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

この場合第6号に該当する場合を除き、甲は解約違約金として契約金額の10パーセントの金額を乙より徴収するものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 乙が正当な理由なく解約を申し出たとき。
- (3) 乙が納期内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (4) この契約の履行に関し、乙（代理人及び下請け人を含む）に不正又は不当の行為があったとき。
- (5) 前各号のほか、この契約条項（特約条項を含む。）に違反したとき。

(6) 天災その他の不可抗力による場合又は、乙の責に帰し難い事由により解約を申し出たとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第1項の遅延利息は、第7条の規定を準用する。

(秘密の保全)

第11条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(調査)

第12条 甲は、この契約について必要がある場合は、乙の帳簿書類を調査し、乙に対し参考となるべく報告、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項に定める調査に協力しなければならない。

(紛争の解決)

第13条 本契約の履行に関し、紛争が生じた場合は、甲乙協議の上、速やかに解決を図るものとする。

2 前項により解決しないときは、東京地方裁判所にその調停を依頼し、その解決に甲乙双方従うものとする。

(その他)

第14条 特約条項にこの基本条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義を生じた場合には、そのつど甲と協議をして解決するものとする。

3 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。